

一般競争入札のご案内

1 入札物品

入札物品は次のとおりです（詳細は売払い仕様書をご覧ください）。

物品 番号	物品名	従前用途	保管場所	最低売却価格
1	水槽付消防ポンプ 自動車	消防車	江別市消防本部	297,000 円

2 入札参加者の資格

個人又は法人とします。ただし、次の事項に該当する方は参加することができません。

- (1) 契約を結ぶ能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 入札に参加しようとする者を妨害し、又は入札の公正な執行を妨げたと認められる者
- (4) 江別市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当すると認められる者
- (5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づく「引取業者」の登録がされていない者
- (6) その他、市長が不適格と認めた者

3 申込みの方法

(1) 申込みに必要な書類

ア 「一般競争入札参加申込書」

注）参加申込書に記載された氏名で、売買契約の締結を行います。

イ 「入札保証金返還請求書兼還付金振込先連絡票」

ウ 個人の場合 住民票（個人番号の記載がないもの）、印鑑登録証明書 各 1 通（発行後 3 か月以内のもの）

エ 法人の場合 法人登記簿謄本、法人代表者の印鑑登録証明書 各 1 通（発行後 3 か月以内のもの）

オ 共有の場合 共有者全員について、上記ウ又はエの書類

(2) 申込み受付

ア 受付期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで
（午前 9 時から午後 5 時まで）

注）土曜日、日曜日、祝日の受付は行いません。

イ 受付場所

〒069-0817 江別市野幌代々木町 80 番地の8
江別市消防本部警防課（装備担当）

ウ 留意事項

- (ア) 申し込みは、持参又は郵送にて行い、郵送の場合は、書留又は簡易書留により期限までに到着のものを受付けます。
- (イ) ファクシミリ又は電子メールによる申込みはできません。
- (ウ) 記入誤り又は不備がありますと、申込みが無効になる場合があります。
- (エ) 押印は、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑にて押印してください。

4 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札保証金として、見積る契約金額（消費税等相当分を含んだ額）の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を納付していただきます。

※ 見積もる契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額。

(2) 納付方法及び納付期限

ア 銀行振込で令和 7 年 11 月 19 日（水）までに納めてください。

イ 期限までに入札保証金の納付がない場合は、入札に参加できなくなりますので、ご注意ください。

ウ 入札保証金の金額に応じて、入札当日に入札書に記載できる見積金額の上限額が変動しますので、入札保証金の金額の設定には十分にご注意ください。

エ 納付期限に当市で入金が確認できていない場合などには、当市から電話等により状況確認させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

【振込先口座】

金 融 機 関：北洋銀行

支 店 名：江別中央支店

金融機関コード：0510

支 店 コ ー ド：317

口 座 名 義：江別市会計管理者

フ リ ガ ナ：エベツシカイケイカンリシャ

預 金 種 別：普通

口 座 番 号：0061752

(3) 入札保証金の取扱い

ア 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、ご指定いただいた口座に還付します。

イ 落札者の入札保証金は、売買契約を締結する際の契約保証金に充当します。

5 入札物品見学会の日時及び場所

入札物品の見学会を下記の日程で行います。可能な限り物品を確認することとし、見学する場合は、必ず見学希望日の前日までに江別市消防本部警防課（装備担当）に電話連絡の上、日程調整を行ってください。

(1) 日時

令和7年10月27日（月）から令和7年10月29日（水）まで
（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

江別市消防本部（江別市野幌代々木町 80 番地の8）

(3) 連絡先

江別市消防本部警防課（装備担当）（電話番号：011-382-5431）

6 入札の受付

(1) 入札方法

ア 本入札は入札を郵便で行う郵便入札であり、入札書は郵送（簡易書留）のみ受付けます。なお、直接の持参については、受付け出来ません。

イ 代理人による入札参加は、郵便入札となりますので入札参加者は委任を行うことは出来ません。

ウ 入札の参加に当たっては「入札心得書」を熟読の上、参加してください。

(2) 提出書類

入札書

ア 入札書は、記載方法を参考に所定の入札書を使用してください。記入漏れや間違い、記名押印を欠く入札書は無効となります。

イ 押印は、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑にて押印してください。

ウ 入札書の日付は、開札日を記入してください。

(3) 入札受付期間

令和7年11月12日（水）から令和7年11月19日（水）まで【必着】

※ 簡易書留により期限までに到着のものを受付します。期限を過ぎた場合は、無効となりますので、ご注意ください。

(4) 送付先

〒069-0817 江別市野幌代々木町 80 番地の8 江別市消防本部警防課（装備担当）

(5) 郵送方法

ア 郵便は「簡易書留」とし、必ず郵便局窓口から発送してください。ポストに投函した場合、「簡易書留」扱いになりません。

イ 郵送に関しましては、別紙「入札書の郵便方法について」を参照願います。

7 入札日時及び落札者の決定方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月20日（木）午前9時30分

イ 場所

江別市消防本部（江別市野幌代々木町 80 番地の8）

ウ 注意事項

開札は入札場所において、当該入札に関係のない本市職員1名の立会いのもと行います。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、本市の予定価格（最低売却価格）以上で落札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

イ アの結果、落札額が同額の入札者が複数の場合は、くじ引きで落札者を決定いたします。くじ引きに該当する入札者には開札後速やかに、くじ引きを行う旨をご連絡いたします。なお、くじ引きとなった場合、当該参加者は辞退することはできません。

(3) 落札者の公表

ア 落札者には、契約の方法と合わせて、電話で連絡します。

イ 入札結果については、市ホームページで公表しますので、ご確認願います。

8 契約の締結等

(1) 落札者には、すべての入札が終了した後に契約に必要な書類をお送りします。

(2) 売買契約の締結は、落札決定の日から7日以内に行います。

(3) 契約締結日までに、契約保証金として落札金額の100分の10（円未満切上げ）を納付していただきます。

(4) 期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となりますのでご注意ください。

(5) 売買契約の締結は、一般競争入札参加申込書に記載された氏名で行います。

(6) 売買代金の分割納付は出来ません。

9 留意事項

(1) 当該物品の引渡しは、令和7年11月以降です。

(2) 当該物品の引渡しは、現状有姿での引渡しとします。

(3) 車両解体抹消に係る手続きについては登録陸運支局である北海道運輸局札幌運輸支局で行うこととし、売却後に譲渡証明書及び登録識別情報等は交付しません。

(4) 自動車重量税に還付金が発生する場合には、本市指定の口座へ入金するよう手続きを行ってください。

(5) 売払い仕様書の記載事項は、調査時点における現状を記載しているものであり変更となっている場合があります。入札参加者はご自身で現物確認を行ってください。売払い仕様書の記載と現状に差異が生じた場合には、現状を優先いたします。

10 契約上の主な特約条項

本件入札物品の売買契約書に定める主な特約条項は下記のとおりです。これらの特約についてご了承の上、入札に参加してください。また、別添の市有財産売買契約書（見本）も事前にご参照ください。

以下、契約書（見本）からの抜粋です。

（売買物品）

第1条 甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受ける。

物品名	水槽付消防ポンプ自動車
車名	日野
型式	BDG-GX7JGWA 改
車台番号	GX7JGW-10528
リサイクル券番号	0710-0184-5662
自動車登録番号	札幌 830 す 107
初年度登録	平成 20 年 12 月
寸法	全長 687 cm×全幅 229 cm×全高 294 cm
車両重量	8,570 kg
走行距離	67,972 km（令和 7 年 9 月 30 日現在）
定格出力	6.40kw
車検有効期限	令和 8 年 12 月 16 日

（売買物品の引渡し）

第7条 売買物品の引渡しは、売買代金の全額完納が確認され、令和 7 年 11 月以降に乙に引渡しするものとする。

（所有権の移転）

第8条 売買物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了した時をもって、甲から乙へ移るものとする。

2 乙は、所有権移転後、速やかに永久抹消登録に係る手続き及び自動車リサイクル法に基づく引取報告を行うこととし、これらに要する経費及び搬送等に係る経費は、乙の負担とする。また、別紙「小型動力ポンプ付積載車売払い仕様書」に基づく報告及び届出を行うものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、売買物品が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、民法、商法及びこの契約の他の条項にかかわらず、引渡された当該物品の品質に関し、契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対し履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(損害賠償)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 乙は、第 11 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第 14 条 甲は、この契約を解除したときは、収入済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

第 15 条 この契約の締結及び履行等に要する費用は、乙の負担とする。

11 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から 14 日以内に納付していただきます。
- (2) 売買代金の納付が行われなかった場合には、契約は無効となりますのでご注意ください。

12 所有権の移転等

- (1) 当該物品の引渡しが完了した時をもって、所有権の移転があったものとします。
- (2) 所有権移転後は、速やかに永久抹消登録に係る手続き及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に基づく引取報告を行ってください。また、別紙「水槽付消防ポンプ自動車売払い仕様書」に基づく報告及び届出を行ってください。